平成２５年（フ）第２６１号
大阪府泉大津市助松団地２番40―303号
債務者　郡　　祥子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２６５号
大阪府岸和田市土生町２丁目18番６号アバンティ東岸和田四番館201号、前住所大阪府岸和田市土生町２丁目31番29号
債務者　田中　　勝
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
大阪府泉南市信達牧野117番地の104
債務者　小林　一三
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
大阪府泉南市樽井５丁目12番16号
債務者　市原　幸一
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２８５号
大阪府和泉市鶴山台２丁目１番２―911号
債務者　奥田　孝子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２８７号
大阪府岸和田市磯上町４丁目１番21号、前住所大阪府岸和田市八幡町６番50―304号
債務者　中嶋　　睦
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２９１号
大阪府和泉市いぶき野３丁目14番９―501号
債務者　伊藤　政幸
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２９３号
大阪府和泉市尾井町２丁目５番31号、前住所大阪府高石市西取石７丁目12番４号
債務者　福山　隆二
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２９６号
大阪府岸和田市磯上町４丁目４番６―310号
債務者　太田商事こと　太田　従明
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２９７号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地20　６―201号
債務者　柳井由見子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３０３号
大阪府貝塚市小瀬474番地６
債務者　赤井サヨ子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
奈良県桜井市大字谷55番地の１
債務者　脇田　　誠
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１８７号
奈良市西九条町２丁目10番地の４　池田ハイツ201号
債務者　横田真由美
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１９０号
奈良県生駒市辻町874番地43
債務者　松本カツ子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１４９号
香川県高松市牟礼町原883番地１　医療法人社団光風会三光病院内、住民票上の住所香川県東かがわ市中筋483番地　市営住宅中筋南団地72号
債務者　三好　幸子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１５０号
香川県東かがわ市中筋483番地　市営住宅中筋南団地72号
債務者　三好　千里
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第２８号
福岡県大牟田市八尻町３―63、住民票上の住所福岡県大牟田市鳥塚町３番地１　ウイング通町805号
債務者　塩塚　和信
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部